

売却契約仕様書

- 1 売却物件
使用済救命ボート 1 艘
- 2 売却物件の現状
装備品、警察マーク等については破壊し、「島根県警察」等の表示については、当該表示部分をスプレー等で消去した状態で引き渡す。
- 3 引渡期限
令和6年1月31日（水）
引渡しは、売却代金の納入が完了した後とする。
- 4 履行期限
令和6年2月29日（木）
- 5 引渡場所
雲南市三刀屋町三刀屋124-2 雲南警察署
- 6 売却要領
受注者は、次の各号による手続を順を追って行う。
 - (1) 契約締結後、島根県警察歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定された納付期限までに代金を納付する。
 - (2) 引渡場所において、引取期限までに売払物品を引き取る。
 - (3) 引取完了後、発注者に受領書を提出する。
 - (4) 引取完了後、物品を破砕する。
破砕前、破砕途中、破砕後の写真を完了報告書と供に履行期限内に提出する。
- 7 一般事項
 - (1) 売却物品の引取りに要する費用は、全て受注者が負担すること。
 - (2) 受注者は、売払物品の引取りに際して事故が発生しないよう留意するとともに事故が発生した場合は、全て受注者の責任において処理すること。
 - (3) 処分に当たっては、島根県警察職員が立ち会うので敷地内への立ち入りを許可すること。
 - (4) 本仕様書に明記していない細部の事項で、その性質上当然この契約に含まれるものは、受注者が行うこと。
 - (5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに担当職員に問い合わせること。